

報告第2号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日提出

我孫子市長 星野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	132,000 円	令和4年8月5日午前11時30分頃、職員が、賠償相手方が所有する我孫子市つくし野7丁目6番の駐車場に公用車で道路から左折して進入しようとしたところ、当該公用車の左側面後部が当該駐車場に設置されたブロック塀に接触し、当該ブロック塀を破損させた。	令和4年10月3日
			市 100% 相手方 0%
2	12,790 円	令和4年5月17日午前8時30分頃、賠償相手方が乗用車で我孫子市北新田5番地先の市が管理する河川区域内の道路を走行中、当該道路の陥没箇所に当該乗用車の右側前輪が落下し、当該右側前輪のタイヤ及びホイールを損傷させた。	令和4年10月13日
			市 100% 相手方 0%
3	28,950 円	令和4年8月18日午後4時頃、職員が、我孫子市高野山252番2我孫子市役所駐車場内の通路へ公用車で左折して進入したところ、当該駐車場内の駐車区画から発進した賠償相手方の乗用車と接触し、当該乗用車の右側フロントバンパー、ヘッドライト等が損傷した。	令和4年11月7日
			市 30% 相手方 70%